

よう ほ れんけいがたにんてい えん たまがわ えん じゅうよう じ こう せつめいしょ
 幼保連携型認定こども園 玉川ひばりこども園 重要事項説明書

きょういく ほいく ていきょう かいし どうえん せつめい ないよう つぎ
 教育・保育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 し せ つ う ん え い し ゅ た い
 施設運営主体

めい しょう 名 称	しゃかいふくしほうじん むぎ ほ 社会福祉法人 麦の穂
しょ ざい ち 所 在 地	おおさかしふくしまくたまがわ ちょうめ ばん ごう 大阪市福島区玉川1丁目6番2号
でんわばんごう 電 話 番 号	0 6 - 6 4 4 4 - 1 2 2 5
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	り じ ち ょ う おおたに つねかず 理事長 大谷 常一

2 り ょう し せ つ
 利用施設

し せ つ し ゅ る い 施 設 の 種 類	よう ほ れんけいがたにんてい えん 幼保連携型認定こども園
し せ つ めい しょう 施 設 の 名 称	たまがわ えん 玉川ひばりこども園
し せ つ しょう ざい ち 施 設 の 所 在 地	おおさかしふくしまくたまがわ ちょうめ ばん ごう 大阪市福島区玉川1丁目6番2号
れん らく さき 連 絡 先	でんわばんごう 電話番号 0 6 - 6 4 4 4 - 1 2 2 5 Fax 0 6 - 6 4 4 4 - 1 2 2 6
かん り しゃ 管 理 者	えんちよう かくがみ み え こ 園 長 角上 美恵子
たいしょう じ どう 対 象 児 童	こ こ そ だ し え ん ほ う さだ 子ども・子育て支援法の定めるところにより、 きょういく ほいく ひつよう しょうがっこうしゅうがくまえじ どう 教育・保育を必要とする小学校就学前児童
ぶんえん めいしょう 分園 の 名 称	たまがわ 玉川キッズステーション
しょうざい ち 所在地	おおさかしふくしまくたまがわ め ばん ごう 大阪市福島区玉川4丁目6番17号
れんらくさき 連絡先	でんわばんごう 電話番号 0 6 - 6 4 4 7 - 7 8 7 8
にん か てい い ん 認可定員	さい じ にん ぶんえん めい 0 歳児 1 0 人 (うち分園6名) さい じ にん ぶんえん めい 1 歳児 2 0 人 (うち分園12名) さい じ にん ぶんえん めい 2 歳児 2 0 人 (うち分園12名) さい じ にん ごうにんてい めい 3 歳児 3 3 人 (うち1号認定4名) さい じ にん ごうにんてい めい 4 歳児 3 3 人 (うち1号認定8名) さい じ にん ごうにんてい めい 5 歳児 3 3 人 (うち1号認定5名)
り ょう てい い ん 利 用 定 員	まん さいいじょう じ どう にん 満3歳以上の児童 9 6 人
りょうじどうすう 利用児童数	まん さいいじょうまん さいみまん じ どう にん 満1歳以上満3歳未満の児童 4 0 人
ぎやうしや けつてい てい い ん 業者が決定する定員	まん さいいみまん じ どう にん 満1歳未満の児童 1 0 人
かいせつねんがっ び 開設年月日	へいせい ねん がっ に ち 平成16年4月1日
じ ぎやうしよばんごう 事 業 所 番 号	2710051002501
ホームページ	https://www.muginoho.ed.jp/tamagawa

3 施設の目的・運営方針

玉川ひばりこども園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、教育・保育を必要とする児童を日々受け入れ、教育・保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を保障し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域のすべての子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

玉川ひばりこども園（本園）

敷地		782.12 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造地上2階建
	の延べ面積	666.38 m ²
園庭		251.34 m ²

キッズステーション（分園）

園舎	構造	鉄骨造地上3階建うち1階部分
	の延べ面積	100 m ²

(2) 主な設備

たまがわ おも せつび
玉川ひばりこども園 (本園)

せつび 設備	へ や すう 部屋数	び こう 備 考
ほいくしつ 保育室	7 室	ほいくしつ 保育室 1 : ひ よ こ組 (満 0 歳児クラス) ほいくしつ 保育室 2 : り す組 (満 1 歳児クラス) ほいくしつ 保育室 3 : う さ ぎ組 (満 2 歳児クラス) ほいくしつ 保育室 4 : ぱ ん だ組 (満 3 歳児クラス) ほいくしつ 保育室 5 : き り ん組 (満 4 歳児クラス) ほいくしつ 保育室 6 : らいおん組 (満 5 歳児クラス) いちじほいくしつ 一時保育室
ゆうぎしつ 遊戯室 (ホール)	1 室	
ちようりしつ 調理室	1 室	

キッズステーション (分園)

せつび 設備	へ や すう 部屋数	び こう 備 考
ほいくしつ 保育室	2 室	ほいくしつ 保育室 1 : ひ よ こ組 (満 0 歳児クラス) ほいくしつ 保育室 2 : り す組 (満 1 歳児クラス) う さ ぎ組 (満 2 歳児クラス)

5 提供する教育・保育等の内容

とうえん よう ほ れんけいがたにんてい えんきよういく ほいくようりよう へいせい ねん にち
当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (平成29年3 月 31日)
 ないかくふ もんぶかがくしやう こうせいろうどうしやうこくじだいいちごう ふ い か きやういく ほいく
 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第一号) を踏まえ、以下の教育・保育、
 その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
 か き きさい じかん ほいく ていきやう
 下記 7、8 に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 縦割り保育
 たてわ ほいく
 きやういくほう
 ピラミード教育法 (ピラミッドメソッド) を参考に教育活動を行います。
- (3) その他
 ほか
 いちじあず じぎやう
 一時預かり事業
 きゆうじつほいくじぎやう
 休日保育事業
 にんてい えんとくべつしえんきやういく ほいくじぎやう
 認定こども園特別支援教育・保育事業
 こども誰でも通園事業

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常 勤	非常勤	備考
園 長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
教 頭	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の教育・保育をつかさどる	1	1		
主幹保育 教諭		3	3		
指導保育 教諭	教育・保育をつかさどり、保育教諭の指導に当たる。	1	1		
保育 教諭等	園児の教育・保育を提供	20	11	9	
調理員	昼食、おやつ等の提供	4	2	2	栄養士と兼務

当園では、「改正認定こども園法（平成24年法律第66号）の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園 長	正規の勤務時間帯（7：00～19：30）
教 頭	正規の勤務時間帯（7：00～19：30）
主幹保育 教諭	正規の勤務時間帯（7：00～19：30）
指導保育 教諭	正規の勤務時間帯（7：00～19：30）
保育 教諭	正規の勤務時間帯（7：00～19：30）
栄養士	正規の勤務時間帯（7：00～19：30）
調理員	正規の勤務時間帯（7：00～19：30）

※ ローテーションにより、上記の職種の職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 教育・保育を提供する日と保育時間

午前7時～午後7時30分までの間で、教育・保育を提供する時間は次のとおりとします。

1号 にんてい 認定	教育時間	一時預かり（預かり保育）	休園日
	平日		
	9時30分～14時30分 （9時～9時30分は 活動準備時間とする） （14時30分～15時は 降園準備時間とする）	【早朝一時預かり】 7時～8時 【午前一時預かり】 8時～9時 【午後一時預かり】 15時～18時	【土曜・日曜・祝日】 【夏期休園日】 8月1日～8月15日 【冬期休園日】 12月22日～1月7日 【春季休園日】 2026年3月23日～4月4日 ※但し、事情のある方はご相談ください。

2号 ・ 3号 にんてい 認定	平日	土曜	延長保育時間 （平日）	延長保育時間 （土曜）	休園日
	保育標準時間認定 （最大11時間） 7時～18時	7時～ 18時	18時～ 19時30分	18時～19時	【日曜・祝日】 【夏期保育協力日】 8月12日～ 8月15日 【冬期保育協力日】 1月4日 ※但し、事情のある方は ご相談ください。 【冬期休園日】 12月29日～ 1月3日
	保育短時間認定 （最大8時間） 8時～16時	8時～ 16時	7時～8時 16時～18時	7時～8時 16時～18時	

※ 土曜保育について
法人内で1ヶ所の施設（海老江ひばり保育園）に集まり、共同保育を行います。共同保育ができない時は自園で行うことがあります。事前にお知らせいたします。
尚、台風などの自然災害でこども園が休園となる場合については、別途お渡しする「入園のしおり」をご確認ください。

8 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

【1号認定】

平日の9時30分～14時30分まで教育時間を利用出来ます。（その他保育
の必要性に応じ別途申請により預かり保育を行っています。別表参照）

【2号認定及び3号認定】

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担金が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

※入園後は2週間程度の慣らし保育があります。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法
自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。
児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食 ごぜんかんしょく	昼食 ちゅうしょく	午後間食 ごごかんしょく	備考 びこう
0歳児 さいじ	9時15分頃 じ ふんごろ	11時頃 じごろ	15時頃 じごろ	
1歳児 さいじ	9時15分頃 じ ふんごろ	11時15分頃 じ ふんごろ	15時頃 じごろ	
2歳児 さいじ	9時15分頃 じ ふんごろ	11時20分頃 じ ふんごろ	15時頃 じごろ	
3歳児 さいじ		11時30分頃 じ ふんごろ	15時頃 じごろ	

さいじ 4 歳児		じ ふんごろ 11時45分頃	じ ごろ 15時頃	
さいじ 5 歳児		じ ふんごろ 12時00分頃	じ ごろ 15時頃	

※ 可能な限り、生活にあわせた個別対応を心掛けています。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応（医療行為でもあり、医師の意見書が必要になります）

食物アレルギー対応マニュアルあり

※ 体調にあわせた食事を提供します

(4) 栄養士の配置状況

しよくむ ないよう 職務の内容	いんすう 員数	じようきん 常勤	ひじようきん 非常勤	びこう 備考
えんじ えいようしどうおよ かんり 園児の栄養指導及び管理	1	1	0	

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をこども園にお支払いいただきます。

(2) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・保育の取組状況

地域社会の中で、特別な支援や配慮を要するこども、すべてのこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

(1) 1号認定（1号認定、新2号認定、新3号認定）

当園が入园申し込みの必要に応じ書類、面談等にて入所決定し、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2) 2・3号認定

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・

保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 学校医

当園は、以下の医療機関と学校医契約を締結しています。

- (1) 内科、小児科

医療機関の名称	なかじま小児科
医院長名又は医師名	中島 滋郎
所在地	大阪府大阪市福島区大開 2 丁目 3 番 5 号
電話番号	06-6466-1500

- (2) 歯科

医療機関の名称	伯田歯科医院
医院長名又は医師名	伯田 浩
所在地	大阪市福島区玉川 4 丁目 1 番 19 号
電話番号	06-6441-2388

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。																
防災設備	<table><tr><td>・自動火災報知機</td><td>有</td><td>・誘導灯</td><td>有</td></tr><tr><td>・ガス漏れ報知機</td><td>有</td><td>・非常警報装置</td><td>有</td></tr><tr><td>・非常用電源</td><td>有</td><td>・スプリンクラー</td><td>無</td></tr><tr><td>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理</td><td>有</td><td></td><td></td></tr></table>	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有	・非常用電源	有	・スプリンクラー	無	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理	有		
・自動火災報知機	有	・誘導灯	有														
・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有														
・非常用電源	有	・スプリンクラー	無														
・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理	有																
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。																
避難場所	<table><tr><td>玉川小学校</td><td>下福島公園</td><td>海老江ひばり保育園</td></tr><tr><td colspan="3">アーベイン中ノ島</td></tr></table>	玉川小学校	下福島公園	海老江ひばり保育園	アーベイン中ノ島												
玉川小学校	下福島公園	海老江ひばり保育園															
アーベイン中ノ島																	

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- 年に1回職員に対して虐待防止・人権研修を実施
- 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

とうえん 当園 りようそうだんまどぐち ご利用相談窓口	まどぐちたんとうしや ・窓口担当者 かくがみ み え こ 角上 美恵子
	りようじかん ・ご利用時間 9 : 0 0 ~ 1 8 : 3 0
だいさんしやいいん 第三者委員	でんわばんごう ・電話番号 0 6 - 6 4 4 4 - 1 2 2 5
	F A X 0 6 - 6 4 4 4 - 1 2 2 6
	たんとうしや ふざい ばあい 担当者が不在の場合は、 とうえんしよくいん もう で 当園職員までお申し出ください。
	こんどう つよし 近藤 適 でんわばんごう 電話番号 0 6 - 6 4 6 1 - 1 1 7 1
	おおさかし しりつほいくれんめい 大阪府私立保育連盟 かいちょう 会長
	おおい たかし 大井 崇資 でんわばんごう 電話番号 0 6 - 6 9 2 0 - 8 8 1 7
	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 むぎ ほ 麦の穂 かんじ 監事

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

ほけん しゅるい 保険の種類	どくりつぎょうせいほうじん 独立行政法人 にほん しんこう 日本スポーツ振興センター
ほけん ないよう 保険の内容	さいがいききょうさいきゅうふ 災害共済給付
ほけんきんがく 保険金額	えん ねんがく 243円 (年額)

20 園児の利用状況 (毎年度5月1日現在)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
さいじ 0歳児	にん 9人	にん 9人	にん 1人
さいじ 1歳児	にん 18人	にん 18人	にん 15人
さいじ 2歳児	にん 20人	にん 18人	にん 20人
さいじ 3歳児	にん 30人	にん 33人	にん 30人
さいじ 4歳児	にん 30人	にん 29人	にん 32人
さいじ 5歳児	にん 31人	にん 30人	にん 31人

21 だいさんしゃひょうか じゆしん じ こ ひょうか じっしじょうきよう
第三者評価の受審、自己評価の実施状況

こう もく 項 目	じゆしん じっしじょうきよう 受審、実施状況	じゆしん じっしけっか 受審、実施結果
だいさんしゃひょうかじゆしんじょうきよう 第三者評価受審状況	じっしよてい 実施予定	
じ こ ひょうか じっしじょうきよう 自己評価の実施状況	じっしよてい 実施予定	

22 こ こそだ し え ん だい じょうだい こう だい こう きてい こうひょう こうじ
子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された
むね
旨
 なし

23 どうえん た りゅういじこう
当園におけるその他の留意事項

きつえん 喫煙	どうえん しきちない きんえん 当園の敷地内はすべて禁煙です。
しゅうきょうかつどう せいじかつどう えいりかつどう 宗教活動、 政治活動、営利活動	りようしゃ しそう しんこう じゆう た りようしゃ たい 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する しゅうきょうかつどう せいじかつどうおよ えいりかつどう えんりょ 宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分）
【給食費等】

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
1号認定を受けた子どもに係る給食費 おやつ代 (預かり保育利用者)	月曜日～金曜日（平日） 預かり保育利用の場合	日額 300円 (主食費 50円 副食費 250円) おやつ代 (日額 50円)
2号認定を受けた子どもに係る給食費	① 月曜日～金曜日（平日）	月額 7,000円 (主食費1,500円) (副食費5,500円)
	② 土曜日 ※2号認定の土曜日のお弁当は、用意ができない場合は、事前に知らせください。	日額 給食 300円 おやつ代 50円

※給食費について、現時点では上記の料金設定と致しますが、今後も物価が上昇することが予想されます。値上げをしないように頑張っておりますが、場合によっては値上げが生じることもございますので、ご了承ください。

【その他の費用】

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
定額諸経費 (一部負担)	・卒園アルバム代 ・カリキュラム材料費 ・行事プレゼント代 ・外部講師実施に係る費用	【月額】 乳児 300円 3歳児 560円 4歳児 695円 5歳児 1495円
独立行政法人日本スポーツ復興センター 災害共済給付掛金	災害共済給付 (療養に要する費用の額が5,000円以上のもの)	年度額 243円

2 保育の提供に要する利用者負担金（実費徴収分）

項目	内容、金額の目安
遠足、課外学習費用	【令和6年度実績】 らいおん組（5歳児） ・遠足 「絵本の森」 100円 「プラネタリウム」 240円 ・お泊り保育「六甲山の家」 8500円 ・観劇会 780円 きりん組 ・天王寺動物園 電車賃 180円
保育物品 当園指定の物はありません。 必要があれば販売業者を介して購入していただきます。 （代用品可）	【令和7年度の目安】 0・1歳児：1,840円 名札150円・氏名ゴム印330円 クラス帽子960円・連絡ノート400円 2歳児：3,220円 名札150円・氏名ゴム印330円 クラス帽子960円・連絡ノート400円 はさみ460円・のり170円・クレパス750円 （保育物品） 3歳児：9,225円 4・5歳児：10,055円 名札150円・氏名ゴム印330円 クラス帽子960円・出席ノート640円 かばん（リュック）3,135円・はさみ400円 のり200円・クレパス680円・粘土板600円 粘土560円・粘土へら185円 お道具箱460円・マーカーペン（4.5歳）640円 上着6,400円・ズボン3,000円、スカート3,850円、制帽2,400円・スモック1,400円 体操服（上）1,700円・体操服（下）1,400円 その他物品購入が必要な場合はお知らせします。

3 時間外保育の提供に要する利用者負担金

【1号認定】※登園は9時以降～9時30分までをお願いします

平日

区分	時間	利用料 日額
早朝預かり保育	7時～8時	100円
午前預かり保育	8時～9時	100円
活動準備時間 基本教育時間 降園準備時間	9時～9時20分 9時20分～14時30分 14時30分～15時	無料
午後預かり保育	15時～18時	300円（1時間100円）

土曜日及び長期休業中

区分	時間	利用料 日額
土曜預かり保育 （長期休業時）	9時～15時	600円
☆上記以外ご利用については平日の料金となります。（日額料金）		

※ 令和元年10月1日からは、1号認定の新2号認定・新3号認定の預かり保育料について
申請により、日額450円（月額11,300円）の上限給付があります。（住民税非課税世帯の
満3歳児のみ月額16,300円）

【2号認定・3号認定】

区分	2号認定・3号認定	
時間	標準時間	短時間
延長保育（早朝） 7時～8時	市町村が定める保育料	1時間300円
8時～16時		市町村が定める保育料
16時～18時		1時間300円
18時～19時	月極利用 2,900円 一時利用 10分200円	
18時～19時30分	月極利用 5,900円 一時利用 10分200円	

※短時間認定の延長について7時～8時、16時～18時の3時間をご利用された場合は
3時間で700円の料金となります。

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、『幼保連携型認定こども園 玉川ひばりこども園重要事項説明書』に基づき重要事項の説明を行いました。

施 設 名 : 幼保連携型認定こども園 玉川ひばりこども園
園長 角上 美恵子 ⑩

説 明 者 職 名 : ⑩

私は、『幼保連携型認定こども園 玉川ひばりこども園重要事項説明書』に基づいて玉川ひばりこども園利用にあたっての重要事項の説明を受け入園します。

年 月 日

保 護 者 住 所 :

児 童 氏 名 :

保 護 者 氏 名 : _____ ⑩

児童からみた続柄 :